

資料13 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

資料14 ダイオキシン類に係る措置規制の状況

根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法																												
大気排出基準	<p>第8条 (対象) 法に基づく大気基準適用施設 (5種類) (規制対象物質及び基準値)</p> <p>規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m³N]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定施設の種類</th> <th>新設施設</th> <th>既存施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①焼結鉱の製造の用に供する焼結炉</td> <td>0.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②製鋼の用に供する電気炉</td> <td>0.5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤廃棄物焼却炉</td> <td rowspan="3">焼却能力</td> <td>4,000kg/時間～</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>2,000～4,000kg/時間</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>～2,000kg/時間</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	特定施設の種類		新設施設	既存施設	①焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0.1	1	②製鋼の用に供する電気炉		0.5	5	③亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等		1	10	④アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等		1	5	⑤廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/時間～	0.1	2,000～4,000kg/時間	1	～2,000kg/時間	5
特定施設の種類		新設施設	既存施設																										
①焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0.1	1																										
②製鋼の用に供する電気炉		0.5	5																										
③亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等		1	10																										
④アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等		1	5																										
⑤廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/時間～	0.1																										
		2,000～4,000kg/時間	1																										
		～2,000kg/時間	5																										
水質排出基準	<p>第8条 (対象) 法に基づく水質基準適用施設 (19種類) を設置する工場又は事業場 (規制対象物質及び基準値(排水口))</p> <p>規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/ℓ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特 定 施 設</th> <th>新設、既設施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①硫酸塩バルブ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設</td> <td rowspan="19">10</td> </tr> <tr> <td>②カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑤担体付き触媒の製造 (塩素等を使用するものに限る) に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑥塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑦カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑨4-クロロフル酸水素トリムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑩2,3-ジクロロ-1,4-ナフキルの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロベンゾ(3・2-b・3'・2'-m)トリフェニルメタン (別名ジキザジンパイレット) 製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンパイレット洗浄施設、熱風乾燥施設</td> </tr> <tr> <td>⑫アルミニウム合金等の製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td>⑬亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) 用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td>⑭担体付き触媒 (使用済みもの) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないもの) によるものを除く) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>⑮廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずるの灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの</td> </tr> <tr> <td>⑯廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td>⑰フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法等) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td>⑱①から⑰及び⑲の施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設</td> </tr> <tr> <td>⑲①から⑰の施設を設置する工場等から排出される水の処理施設</td> </tr> </tbody> </table>	特 定 施 設	新設、既設施設	①硫酸塩バルブ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設	10	②カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設	③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	⑤担体付き触媒の製造 (塩素等を使用するものに限る) に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	⑥塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	⑦カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	⑨4-クロロフル酸水素トリムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	⑩2,3-ジクロロ-1,4-ナフキルの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロベンゾ(3・2-b・3'・2'-m)トリフェニルメタン (別名ジキザジンパイレット) 製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンパイレット洗浄施設、熱風乾燥施設	⑫アルミニウム合金等の製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設	⑬亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) 用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	⑭担体付き触媒 (使用済みもの) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないもの) によるものを除く) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	⑮廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずるの灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの	⑯廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	⑰フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法等) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	⑱①から⑰及び⑲の施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設	⑲①から⑰の施設を設置する工場等から排出される水の処理施設						
特 定 施 設	新設、既設施設																												
①硫酸塩バルブ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設	10																												
②カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設																													
③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設																													
④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設																													
⑤担体付き触媒の製造 (塩素等を使用するものに限る) に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設																													
⑥塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設																													
⑦カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設																													
⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設																													
⑨4-クロロフル酸水素トリムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設																													
⑩2,3-ジクロロ-1,4-ナフキルの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設																													
⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロベンゾ(3・2-b・3'・2'-m)トリフェニルメタン (別名ジキザジンパイレット) 製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンパイレット洗浄施設、熱風乾燥施設																													
⑫アルミニウム合金等の製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設																													
⑬亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) 用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																													
⑭担体付き触媒 (使用済みもの) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないもの) によるものを除く) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設																													
⑮廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずるの灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの																													
⑯廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設																													
⑰フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法等) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																													
⑱①から⑰及び⑲の施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設																													
⑲①から⑰の施設を設置する工場等から排出される水の処理施設																													
廃棄物焼却炉のばいじん、焼却灰等、燃え殻の処理	<p>第24条 (対象) 法に基づく大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉 (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 3ng-TEQ/g</p>																												
廃棄物の最終処分場の維持管理	<p>第25条 (対象) 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場 (管理型) (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 放流水の水質基準値 10pg-TEQ/ℓ</p>																												

資料15 府内のごみ焼却施設（市町村設置）の排ガス中ダイオキシン類濃度

自治体名	施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン類 濃度 (最新報告値) (ng-TEQ/m ³)	基準	
					ガイド ライン (ng-TEQ/m ³)	法定恒久 対策基準 H14.12.1 適用
京 都 市	東北部クリーンセンター	1	350	0	0.1	0.1
		2	350	0	0.1	0.1
	西部クリーンセンター	1	300	0.62	1	1
		2	300	0.91	1	1
	南部クリーンセンター 第一工場	1	300	0.00023	1	1
		2	300	0.00060	1	1
	南部クリーンセンター 第二工場	1	200	0.44	1	1
		2	200	0.74	1	1
		3	200	0.0017	1	1
	東部クリーンセンター	1	200	0	1	1
		2	200	0.0034	1	1
		3	200	0.00017	1	1
福 知 山 市	ごみ焼却施設	1	75	0.063	0.1	1
		2	75	0.021	0.1	1
舞 鶴 市	清掃事務所第1工場	1	40	0.051 (共通煙道)	5	5
		2	40			
	清掃事務所第2工場	1	15	0.089 (共通煙道)	5	10
		2	15			
綾 部 市	クリーンセンター	1	25	0.0084	0.1	5
宮 津 市	清 掃 工 場	1	37.5	0.00040	1	10
		2	37.5	0.00096	1	10
亀 岡 市	桜塚クリーンセンター	1	40	0.00039	5	5
		2	40	0.00011	5	5
		3	40	0.04	5	5
京 田 辺 市	環 境 衛 生 セ ン タ ー 甘 南 備 園	1	40	0.18	5	5
		2	40	0.20	5	5
京 丹 後 市	ク リ ー ン セ ン タ ー	1	24	0.00037	1	10
		1	21	0.021	0.1	5
	2	21	0.0035	0.1	5	
乙訓環境衛生組合	150t/日ごみ処理施設	1	75	0.013	0.5	5
		2	75	0.016	0.5	5
城南衛生管理組合	長谷山清掃工場	1	200	0.056	1	1
		1	115	0.099	1	1
	2	115	0.11	1	1	
相 楽 郡 西 部 塵 埃 処 理 組 合	打越台環境センター	1	30	0.0079	5	10
		2	30	0.00092	5	10
相 楽 東 部 じんかい処理組合	相 楽 東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	1	10	0.039	5	10
		2	10	0.042	5	10

※ 17年3月末までの測定値です。

※ ガイドラインは、厚生省ガイドラインに基づく行政指導基準として、14年12月を目途に適合させるよう指導していた基準であり、法定恒久対策基準は14年12月から適用された基準です。

資料16 京都府のごみ処理広域化ブロック

○丹後地域：2市4町

(宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、京丹後市)

現有処理能力：141 t/日

自治体名	宮津市	京丹後市 (1)	京丹後市 (2)
施設規模	75	24	42
経過年数	13	8	4

○中丹地域：3市3町

(福知山市、舞鶴市、綾部市、三和町、夜久野町、大江町)

現有処理能力：285 t/日

自治体名	綾部市	福知山市	舞鶴市 (1)	舞鶴市 (2)
施設規模	25	150	30	80
経過年数	3	5	22	12

○中部地域：1市8町

(亀岡市、京北町、美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町)

現有処理能力：120 t/日

自治体名	亀岡市
施設規模	120
経過年数	8

○京都市

現有処理能力：3,100 t/日

(5施設)

○乙訓地域：2市1町

(向日市、長岡京市、大山崎町)

現有処理能力：225 t/日

自治体名	乙訓環境 (1)	乙訓環境 (2)
施設規模	150	75
経過年数	10	4

○南部地域：4市3町

(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)

現有処理能力：510 t/日

自治体名	城南衛管 (1)	城南衛管 (2)	京田辺市
施設規模	230	200	80
経過年数	19	25	18

○相楽地域：6町1村

(山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

現有処理能力：80 t/日

自治体名	相楽西部	相楽東部
施設規模	60	20
経過年数	25	6

注) 施設規模(単位：t/日)、経過年数は平成17年9月現在
市町村名については、平成17年3月現在

資料17 事業主体別ごみ処理施設の整備状況（17年3月末現在）

（単位：t／日）

事業主体名	規模	処理方式
京 都 市	700	全連続・ストーカー式
	600	〃
	600	〃
	600	〃
	600	〃
福 知 山 市	150	全連続・ストーカー式
舞 鶴 市	30	機械化バッチ・ストーカー式
	80	准連続・ストーカー式
綾 部 市	25	R D F 発電施設
宮 津 市	75	全連続・ストーカー式
亀 岡 市	120	〃
京 田 辺 市	80	准連続・流動床式
京 丹 後 市	42	全連続・ストーカー式
	24	〃
城南衛生管理組合	200	全連続・ストーカー式
	230	〃
相楽郡西部塵埃処理組合	60	准連続・ストーカー式
相楽郡東部じんかい処理組合	20	機械化バッチ・ストーカー式
乙訓環境衛生組合	150	全連続・ストーカー式
	75	〃
合 計		4,461

資料18 一般廃棄物の処理状況（15年度）

(単位：t：人)

保健所名	市町村等名	計画処理 区域内 人口	計画 収集 人口	自家 処理 人口	ごみ総排出量				集 団 回収量	ごみ処理量				
					計画 収集	直接 搬入	自家 処理	合計		処 理 の 内 訳				合計
										焼却	焼却以外 中間処理	埋立	資源化物	
京 都 府 合 計		2,649,442	2,649,442	0	901,572	206,222	862	1,108,656	34,273	910,146	138,151	48,688	11,456	1,108,441
京 都 市		1,465,825	1,465,825	0	582,107	131,462	0	713,569	0	599,296	87,222	22,776	4,275	713,569
京都市以外市町村計		1,183,617	1,183,617	0	319,465	74,760	862	395,087	34,273	310,850	50,929	25,912	7,181	394,872
向 陽	向 日 市	53,747	53,747	0	15,988	820	0	16,808	0	15,346	1,385	58	19	16,808
	長 岡 京 市	77,873	77,873	0	24,027	1,336	0	25,363	0	22,653	2,603	73	34	25,363
	大 山 崎 町	15,476	15,476	0	4,564	119	0	4,683	0	4,112	563	0	8	4,683
宇 治	宇 治 市	187,336	187,336	0	49,372	12,179	0	61,551	5,826	47,980	11,285	969	1,317	61,551
	城 陽 市	83,189	83,189	0	22,453	4,916	0	27,369	4,035	21,623	5,253	339	154	27,369
	久 御 山 町	16,916	16,916	0	5,392	2,994	0	8,386	520	6,982	1,311	52	41	8,386
田 辺	八 幡 市	73,413	73,413	0	17,225	3,456	0	20,681	1,913	15,432	5,040	137	72	20,681
	京 田 辺 市	58,352	58,352	0	14,906	4,518	0	19,424	1,964	16,967	2,005	189	629	19,790
	井 手 町	8,768	8,768	0	2,664	54	0	2,718	176	2,076	557	58	27	2,718
	宇 治 田 原 町	10,276	10,276	0	2,999	487	0	3,486	298	2,655	786	27	18	3,486
木 津	山 城 町	9,095	9,095	0	2,285	352	0	2,637	140	1,867	597	0	173	2,637
	木 津 町	36,368	36,368	0	9,813	112	120	10,045	2,191	7,695	2,023	0	125	9,843
	加 茂 町	16,057	16,057	0	4,160	7	80	4,247	758	2,968	1,199	0	0	4,167
	笠 置 町	2,055	2,055	0	647	41	0	688	0	412	192	0	84	688
	和 東 町	5,474	5,474	0	1,167	57	28	1,252	322	748	398	77	1	1,224
	精 華 町	33,050	33,050	0	9,834	76	0	9,910	1,442	8,778	1,250	0	0	10,028
南 山 城 村	3,792	3,792	0	598	134	29	761	139	490	241	0	1	732	
亀 岡	亀 岡 市	94,756	94,756	0	29,594	906	0	30,500	2,309	26,158	1,526	2,564	197	30,445
	周 山													
周 山	京 北 町	6,749	6,749	0	876	23	0	899	0	650	230	19	0	899
	美 山 町	5,355	5,355	0	641	33	0	674	0	421	237	16	0	674
園 部	園 部 町	16,279	16,279	0	2,904	130	0	3,034	426	2,606	396	32	0	3,034
	八 木 町	8,906	8,906	0	1,597	117	0	1,714	53	1,326	361	27	0	1,714
	丹 波 町	8,927	8,927	0	1,798	44	0	1,842	193	1,492	327	23	0	1,842
	日 吉 町	6,197	6,197	0	1,049	53	0	1,102	0	814	267	21	0	1,102
	瑞 穂 町	5,353	5,353	0	849	14	0	863	131	647	202	14	0	863
	和 知 町	4,006	4,006	0	581	17	0	598	110	425	161	12	0	598
綾 部	綾 部 市	39,244	39,244	0	10,156	1,913	314	12,383	1,478	9,903	122	1,717	327	12,069
福 知 山	福 知 山 市	69,249	69,249	0	13,731	20,097	291	34,119	2,250	20,518	2,573	10,396	341	33,828
	三 和 町	4,467	4,467	0	437	0	0	437	193	176	95	71	95	437
	夜 久 野 町	4,896	4,896	0	418	117	0	535	239	243	211	40	5	499
大 江 町	5,771	5,771	0	514	441	0	955	352	377	91	441	0	909	
舞 鶴	舞 鶴 市	93,939	93,939	0	31,810	6,666	0	38,476	807	33,763	3,362	0	1,352	38,477
宮 津	宮 津 市	23,138	23,138	0	9,149	2,723	0	11,872	1,276	8,042	2,438	1,050	342	11,872
	加 悦 町	7,939	7,939	0	2,024	1,222	0	3,246	300	1,420	0	1,920	210	3,550
	岩 滝 町	6,736	6,736	0	2,099	419	0	2,518	202	1,654	0	541	322	2,517
	伊 根 町	3,070	3,070	0	667	13	0	680	136	558	0	82	86	726
	野 田 川 町	11,317	11,317	0	3,047	429	0	3,476	402	1,851	207	1,102	316	3,476
峰 山	峰 山 町	13,746	13,746	0	3,668	2,435	0	6,103	1,292	4,620	345	963	133	6,061
	大 宮 町	11,092	11,092	0	2,764	1,397	0	4,161	256	2,842	212	900	241	4,195
	網 野 町	16,051	16,051	0	4,963	2,191	0	7,154	871	5,446	403	1,072	237	7,158
	丹 後 町	7,118	7,118	0	1,936	390	0	2,326	155	1,921	141	229	35	2,326
	弥 栄 町	6,080	6,080	0	1,495	492	0	1,987	559	1,665	125	175	22	1,987
久 美 浜 町	11,999	11,999	0	2,604	820	0	3,424	559	2,528	209	506	217	3,460	

一般廃棄物の処理状況（16年度）

(単位：t：人)

保健所名	市町村等名	計画処理 区域内 人口	計画 収集 人口	自家 処理 人口	ごみ総排出量				集 団 回収量	ごみ処理量				
					計画 収集	直接 搬入	自家 処理	合計		処 理 の 内 訳				合計
										焼却	焼却以外 中間処理	埋立	資源化物	
京 都 府 合 計		2,648,870	2,648,870	0	888,945	229,125	853	1,118,923	42,174	890,504	142,913	69,215	14,445	1,117,077
京 都 市		1,464,238	1,464,238	0	567,448	136,998	0	704,446	0	583,721	88,165	25,594	6,966	704,446
京都市以外市町村計		1,184,632	1,184,632	0	304,412	79,195	853	384,460	42,174	306,783	54,748	43,621	7,479	412,631
乙 訓	向 日 市	54,594	54,594	0	15,873	920	0	16,793	0	15,387	1,354	34	18	16,793
	長 岡 京 市	77,931	77,931	0	23,584	1,348	0	24,932	2,966	22,134	2,684	82	31	24,931
	大 山 崎 町	15,521	15,521	0	4,470	125	0	4,595	0	4,031	558	0	7	4,596
山 城 北	宇 治 市	188,123	188,123	0	44,553	10,834	0	55,387	9,658	42,348	11,143	910	986	55,387
	城 陽 市	82,506	82,506	0	21,906	4,338	0	26,244	4,070	20,594	5,295	199	156	26,244
	久 御 山 町	16,851	16,851	0	5,255	3,062	0	8,317	589	6,971	1,249	55	42	8,317
	八 幡 市	73,502	73,502	0	16,778	3,069	0	19,847	2,122	14,735	4,936	100	76	19,847
	京 田 辺 市	59,018	59,018	0	14,879	4,959	0	19,838	2,098	17,031	2,018	111	678	19,838
	井 手 町	8,753	8,753	0	2,541	153	0	2,694	168	2,094	544	34	22	2,694
	宇 治 田 原 町	10,240	10,240	0	2,721	511	0	3,232	414	2,449	751	12	20	3,232
	山 城 南	山 城 町	9,063	9,063	0	2,240	351	0	2,591	128	1,852	567	0	172
南 丹	木 津 町	37,798	37,798	0	10,038	99	124	10,261	2,094	7,800	2,182	0	130	10,112
	加 茂 町	16,096	16,096	0	4,144	18	80	4,242	751	2,853	1,309	0	0	4,162
	笠 置 町	2,016	2,016	0	645	18	0	663	0	370	187	0	106	663
	和 束 町	5,415	5,415	0	1,122	61	29	1,212	310	747	416	19	1	1,183
	精 華 町	34,223	34,223	0	9,792	81	0	9,873	1,523	8,710	1,130	0	0	9,840
	南 山 城 村	3,718	3,718	0	602	94	27	723	134	436	259	0	1	696
	南 丹	龜 岡 市	94,754	94,754	0	27,881	2,626	0	30,507	3,020	24,653	1,966	2,805	221
中 丹 西	京 北 町	6,671	6,671	0	1,044	26	0	1,070	0	795	255	20	0	1,070
	美 山 町	5,233	5,233	0	741	21	0	762	0	513	234	15	0	762
	園 部 町	16,202	16,202	0	2,843	116	0	2,959	394	2,489	437	33	0	2,959
	八 木 町	8,470	8,470	0	1,535	120	0	1,655	69	1,242	384	29	0	1,655
	丹 波 町	8,806	8,806	0	1,853	48	0	1,901	155	1,434	441	26	0	1,901
	日 吉 町	6,142	6,142	0	1,105	35	0	1,140	61	784	335	21	0	1,140
	瑞 穂 町	5,221	5,221	0	770	14	0	784	127	559	210	15	0	784
	和 知 町	3,897	3,897	0	585	17	0	602	92	416	174	12	0	602
	中 丹 西	福 知 山 市	69,317	69,317	0	13,583	29,826	297	43,706	2,215	22,137	3,356	17,677	239
中 丹 東	三 和 町	4,474	4,474	0	458	49	0	507	196	219	131	0	190	540
	夜 久 野 町	4,847	4,847	0	422	182	0	604	146	252	254	10	60	576
	大 江 町	5,677	5,677	0	3,224	247	0	3,471	345	689	304	2,477	0	3,470
丹 後	舞 鶴 市	93,323	93,323	0	34,836	6,793	0	41,629	885	33,119	4,492	3,280	661	41,552
	綾 部 市	39,000	39,000	0	9,652	2,128	296	12,076	1,458	9,941	276	1,228	335	11,780
丹 後	宮 津 市	22,722	22,722	0	13,478	4,560	0	18,038	1,208	12,657	3,099	1,947	335	18,038
	加 悦 町	7,885	7,885	0	3,312	1,426	0	4,738	304	1,453	141	2,925	219	4,738
	岩 滝 町	6,752	6,752	0	2,113	490	0	2,603	159	1,736	0	530	337	2,603
	伊 根 町	3,006	3,006	0	991	34	0	1,025	139	578	59	353	35	1,025
	野 田 川 町	11,218	11,218	0	2,843	396	0	3,239	389	1,878	263	779	319	3,239
	京 丹 後 市	65,647	65,647	0	17,085	12,932	0	30,017	3,787	18,697	1,355	7,883	2,082	30,017

資料19 一般廃棄物の形態別排出量と資源化の状況（15年度）

保健所名	市町村等名	計画処理 区域内 人口 [人]	ごみ排出量			1人1日当り排出量			資源化量 [t]	集 団 回収量 [t]	資源化率	リサイクル率
			生活系ごみ 排出量 [t]	事業系ごみ 排出量 [t]	総排出量 [t]	生活系 ごみ [g/人・日]	事業系 ごみ [g/人・日]	排出量 [g/人・日]				
京 都 府 合 計		2,649,442	616,461	492,195	1,108,656	636	508	1,143	50,814	34,273	4.6%	7.4%
京 都 市		1,465,825	318,515	395,054	713,569	594	736	1,330	21,710	0	3.0%	3.0%
京都市以外の市町村計		1,183,617	297,946	97,141	395,087	688	224	912	29,104	34,273	7.4%	14.8%
向 陽	向日市	53,747	12,986	3,822	16,808	660	194	854	853	0	5.1%	5.1%
	長岡京市	77,873	19,162	6,201	25,363	672	218	890	1,534	0	6.0%	6.0%
	大山崎町	15,476	3,873	810	4,683	684	143	827	324	0	6.9%	6.9%
宇 治	宇治市	187,336	46,869	14,682	61,551	684	214	898	3,858	5,826	6.3%	14.4%
	城陽市	83,189	22,453	4,916	27,369	737	161	899	1,316	4,035	4.8%	17.0%
	久御山町	16,916	5,392	2,994	8,386	871	484	1,354	282	520	3.4%	9.0%
田 辺	八幡市	73,413	17,225	3,456	20,681	641	129	770	1,008	1,913	4.9%	12.9%
	京田辺市	58,352	14,906	4,518	19,424	698	212	909	1,154	1,964	5.8%	14.3%
	井手町	8,768	2,664	54	2,718	830	17	847	163	176	6.0%	11.7%
	宇治田原町	10,276	2,999	487	3,486	797	129	927	160	298	4.6%	12.1%
木 津	山城町	9,095	2,285	352	2,637	686	106	792	485	140	18.4%	22.5%
	木津町	36,368	8,598	1,447	10,045	646	109	755	1,417	2,191	14.4%	30.0%
	加茂町	16,057	3,903	344	4,247	664	59	723	529	758	12.7%	26.1%
	笠置町	2,055	688	0	688	915	0	915	157	0	22.8%	22.8%
	和束町	5,474	1,252	0	1,252	625	0	625	187	322	15.3%	32.9%
	精華町	33,050	8,275	1,635	9,910	684	135	819	1,055	1,442	10.5%	21.8%
	南山城村	3,792	627	134	761	452	97	548	154	139	21.0%	33.6%
亀 岡	亀岡市	94,756	20,848	9,652	30,500	601	278	879	1,294	2,309	4.3%	11.0%
周 山	京北町	6,749	816	83	899	330	34	364	230	0	25.6%	25.6%
	美山町	5,355	582	92	674	297	47	344	237	0	35.2%	35.2%
園 部	園部町	16,279	2,199	835	3,034	369	140	509	396	426	13.1%	23.8%
	八木町	8,906	1,365	349	1,714	419	107	526	361	53	21.1%	23.4%
	丹波町	8,927	1,199	643	1,842	367	197	564	327	193	17.8%	25.6%
	日吉町	6,197	874	228	1,102	385	101	486	267	0	24.2%	24.2%
	瑞穂町	5,353	627	236	863	320	120	440	202	131	23.4%	33.5%
和知町	4,006	519	79	598	354	54	408	161	110	26.9%	38.3%	
綾 部	綾部市	39,244	10,334	2,049	12,383	719	143	862	449	1,478	3.7%	14.2%
福 知 山	福知山市	69,249	14,022	20,097	34,119	553	793	1,346	2,914	2,250	8.6%	14.3%
	三和町	4,467	437	0	437	267	0	267	95	193	21.7%	45.7%
	夜久野町	4,896	535	0	535	299	0	299	216	239	43.3%	61.7%
	大江町	5,771	955	0	955	452	0	452	91	352	10.0%	35.1%
舞 鶴	舞鶴市	93,939	33,436	5,040	38,476	972	147	1,119	2,678	807	7.0%	8.9%
宮 津	宮津市	23,138	10,684	1,188	11,872	1,262	140	1,402	1,089	1,276	9.2%	18.0%
	加悦町	7,939	2,435	811	3,246	838	279	1,117	210	300	5.9%	13.2%
	岩滝町	6,736	1,385	1,133	2,518	562	460	1,021	322	202	12.8%	19.3%
	伊根町	3,070	544	136	680	484	121	605	86	136	11.8%	25.8%
	野田川町	11,317	3,047	429	3,476	736	104	839	523	402	15.0%	23.9%
峰 山	峰山町	13,746	3,967	2,136	6,103	789	425	1,213	478	1,292	7.9%	24.1%
	大宮町	11,092	2,913	1,248	4,161	718	307	1,025	453	256	10.8%	15.9%
	網野町	16,051	4,650	2,504	7,154	792	426	1,218	640	871	8.9%	18.8%
	丹後町	7,118	1,628	698	2,326	625	268	893	176	155	7.6%	13.3%
	弥栄町	6,080	1,391	596	1,987	625	268	893	147	559	7.4%	27.7%
久美浜町	11,999	2,397	1,027	3,424	546	234	780	426	559	12.3%	24.5%	

※資源化率＝資源化量／ごみの総処理量

※リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）

※集団回収量は、市民団体等による収集で市町村が補助金等の交付により関与しているものを集計しており、市町村が関与していない集団回収、個人単位の資源回収は含まれていない。

※人口は住民基本台帳ベース

※生活系ごみ排出量には、自家処理量を含んでいる。

一般廃棄物の形態別排出量と資源化の状況（16年度）

保健所名	市町村等名	計画処理 区域内 人口 [人]	ごみ排出量			1人1日当り排出量			資源化量 [t]	集 団 回収量 [t]	資源化率	リサイクル率
			生活系ごみ 排出量 [t]	事業系ごみ 排出量 [t]	総排出量 [t]	生活系 ごみ [g/人・日]	事業系 ごみ [g/人・日]	排出量 [g/人・日]				
京 都	府 合 計	2,648,870	617,413	501,510	1,118,923	639	519	1,157	58,683	42,174	5.3%	8.7%
京 都	京 都 市	1,464,238	311,302	393,144	704,446	582	736	1,318	26,345	0	3.7%	3.7%
	京都市以外の市町村計	1,184,632	306,111	108,366	414,477	708	251	959	32,338	42,174	7.8%	16.4%
乙 訓	向 日 市	54,594	12,673	4,120	16,793	636	207	843	816	0	4.9%	4.9%
	長 岡 京 市	77,931	18,742	6,190	24,932	659	218	877	1,541	2,966	6.2%	16.2%
	大 山 崎 町	15,521	3,770	825	4,595	665	146	811	312	0	6.8%	6.8%
山 城 北	宇 治 市	188,123	42,342	13,045	55,387	617	190	807	3,587	9,658	6.5%	20.4%
	城 陽 市	82,506	21,906	4,338	26,244	727	144	871	1,355	4,070	5.2%	17.9%
	久 御 山 町	16,851	5,255	3,062	8,317	854	498	1,352	297	589	3.6%	9.9%
	八 幡 市	73,502	16,778	3,069	19,847	625	114	740	1,024	2,122	5.2%	14.3%
	京 田 辺 市	59,018	14,879	4,959	19,838	691	230	921	1,166	2,098	5.9%	14.9%
	井 手 町	8,753	2,541	153	2,694	795	48	843	155	168	5.8%	11.3%
	宇 治 田 原 町	10,240	2,721	511	3,232	728	137	865	174	414	5.4%	16.1%
山 城 南	山 城 町	9,063	2,240	351	2,591	677	106	783	467	128	18.0%	21.9%
	木 津 町	37,798	8,753	1,508	10,261	634	109	744	1,386	2,094	13.7%	28.5%
	加 茂 町	16,096	3,889	353	4,242	662	60	722	590	751	14.2%	27.3%
	笠 置 町	2,016	645	18	663	877	24	901	212	0	32.0%	32.0%
	和 束 町	5,415	1,155	57	1,212	584	29	613	242	310	20.5%	37.0%
	精 華 町	34,223	8,439	1,434	9,873	676	115	790	900	1,523	9.1%	21.3%
	南 山 城 村	3,718	629	94	723	463	69	533	138	134	19.8%	32.8%
南 丹	亀 岡 市	94,754	19,470	11,037	30,507	563	319	882	1,207	3,020	4.1%	12.9%
	京 北 町	6,671	815	255	1,070	335	105	439	255	0	23.8%	23.8%
	美 山 町	5,233	565	197	762	296	103	399	234	0	30.7%	30.7%
	園 部 町	16,202	2,128	831	2,959	360	141	500	437	394	14.8%	24.8%
	八 木 町	8,470	1,359	296	1,655	440	96	535	384	69	23.2%	26.3%
	丹 波 町	8,806	1,263	638	1,901	393	198	591	441	155	23.2%	29.0%
	日 吉 町	6,142	923	217	1,140	412	97	509	335	61	29.4%	33.0%
	瑞 穂 町	5,221	636	148	784	334	78	411	210	127	26.8%	37.0%
	和 知 町	3,897	520	82	602	366	58	423	174	92	28.9%	38.3%
中 丹 西	福 知 山 市	69,317	13,880	29,826	43,706	549	1,179	1,727	3,595	2,215	8.3%	12.7%
	三 和 町	4,474	507	0	507	310	0	310	278	196	51.5%	64.4%
	夜 久 野 町	4,847	604	0	604	341	0	341	314	146	54.5%	63.7%
	大 江 町	5,677	3,471	0	3,471	1,675	0	1,675	304	345	8.8%	17.0%
中 丹 東	舞 鶴 市	93,323	38,355	3,274	41,629	1,126	96	1,222	3,007	885	7.2%	9.2%
	綾 部 市	39,000	9,799	2,277	12,076	688	160	848	611	1,458	5.2%	15.6%
丹 後	宮 津 市	22,722	16,234	1,804	18,038	1,957	218	2,175	1,380	1,208	7.7%	13.4%
	加 悦 町	7,885	3,589	1,149	4,738	1,247	399	1,646	360	304	7.6%	13.2%
	岩 滝 町	6,752	1,462	1,141	2,603	593	463	1,056	337	159	12.9%	18.0%
	伊 根 町	3,006	820	205	1,025	747	187	934	94	139	9.2%	20.0%
	野 田 川 町	11,218	2,843	396	3,239	694	97	791	582	389	18.0%	26.8%
	京 丹 後 市	65,647	19,511	10,506	30,017	814	438	1,253	3,437	3,787	11.5%	21.4%

※資源化率＝資源化量／ごみの総処理量

※リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）

※集団回収量は、市民団体等による収集で市町村が補助金等の交付により関与しているものを集計しており、市町村が

関与していない集団回収、個人単位の資源回収は含まれていない。

※人口は住民基本台帳ベース

※生活系ごみ排出量には、自家処理量を含んでいる。

資料20 一般廃棄物の集団回収状況（15年度）

（単位：t/年）

保健所名	市町村等名	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス 類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック 類 (t)	その他 (t)	合計 (t)	団体数	補助金 (千円)
京都府	合計	32,591	137	97	5	130	1,313	34,273	1,582	202,443
京都市	京都市	0	0	0	0	0	0	0		3,000
京都市以外	京都市以外の市町村計	32,591	137	97	5	130	1,313	34,273	1,582	199,443
向陽	向日市	0	0	0	0	0	0	0		
	長岡京市	0	0	0	0	0	0	0	80	7,409
	大山崎町	0	0	0	0	0	0	0		
宇治	宇治市	5,658	0	0	0	0	168	5,826	395	33,103
	城陽市	3,881	0	0	0	0	154	4,035	130	20,435
	久御山町	504	0	0	0	0	16	520	37	4,161
田辺	八幡市	1,795	0	0	0	0	118	1,913	50	9,505
	京田辺市	1,873	13	0	0	0	78	1,964	61	11,745
	井手町	166	0	0	0	0	10	176	6	879
	宇治田原町	292	2	0	0	0	4	298	14	1,746
木津	山城町	128	0	0	0	0	12	140	18	699
	木津町	2,191	0	0	0	0	0	2,191	90	10,879
	加茂町	629	0	0	0	0	129	758	26	3,864
	笠置町	0	0	0	0	0	0	0		
	和束町	293	1	0	0	0	28	322	17	2,755
	精華町	1,397	0	0	0	0	45	1,442	39	7,237
	南山城村	127	1	0	0	0	11	139	10	250
亀岡	亀岡市	2,193	0	0	0	0	116	2,309	135	16,160
周山	京北町	0	0	0	0	0	0	0		
	美山町	0	0	0	0	0	0	0		673
園部	園部町	253	11	7	5	130	20	426		
	八木町	38	7	0	0	0	8	53	4	233
	丹波町	182	0	0	0	0	11	193	11	849
	日吉町	0	0	0	0	0	0	0	2	237
	瑞穂町	120	0	0	0	0	11	131	4	653
	和知町	98	0	0	0	0	12	110	1	1,097
綾部	綾部市	1,423	0	0	0	0	55	1,478	42	7,203
福知山	福知山市	2,007	67	51	0	0	125	2,250	107	15,752
	三和町	169	5	11	0	0	8	193	11	945
	夜久野町	213	0	0	0	0	26	239	4	1,196
	大江町	352	0	0	0	0	0	352	7	743
舞鶴	舞鶴市	807	0	0	0	0	0	807	55	2,421
宮津	宮津市	1,231	0	0	0	0	45	1,276	111	5,105
	加悦町	283	3	0	0	0	14	300	6	802
	岩滝町	193	1	0	0	0	8	202	5	1,526
	伊根町	53	2	12	0	0	69	136	7	667
	野田川町	379	6	16	0	0	1	402	10	2,188
峰山	峰山町	1,279	13	0	0	0	0	1,292	27	10,134
	大宮町	250	0	0	0	0	6	256	9	1,877
	網野町	871	0	0	0	0	0	871	10	6,883
	丹後町	155	0	0	0	0	0	155	18	1,175
	弥栄町	559	0	0	0	0	0	559	2	1,754
	久美浜町	549	5	0	0	0	5	559	21	4,503

注：1 京都市は集団回収に対する報奨金制度はないが、京都市再生資源回収事業協同組合に対する助成を行っている。

2 団体数及び補助金額は15年度実績である。

一般廃棄物の集団回収状況（16年度）

（単位：t/年）

保健所名	市町村等名	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス 類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック 類 (t)	その他 (t)	合計 (t)	団体数	補助金 (千円)
京 都 府 合 計		40,276	153	109	7	110	1,519	42,174	1,667	222,981
京 都 市		0	0	0	0	0	0	0		3,000
京都市以外の市町村計		40,276	153	109	7	110	1,519	42,174	1,667	219,981
乙 訓	向 日 市	0	0	0	0	0	0	0		
	長 岡 京 市	2,966	0	0	0	0	0	2,966	81	6,742
	大 山 崎 町	0	0	0	0	0	0	0		
山 城 北	宇 治 市	9,262	0	0	0	0	396	9,658	471	48,288
	城 陽 市	3,926	0	0	0	0	144	4,070	130	20,610
	久 御 山 町	571	0	0	0	0	18	589	40	4,708
	八 幡 市	1,996	0	0	0	0	126	2,122	50	10,537
	京 田 辺 市	1,999	17	0	0	0	82	2,098	65	12,539
	井 手 町	166	0	0	0	0	2	168	6	920
	宇治田原町	405	2	0	0	0	7	414	15	2,427
山 城 南	山 城 町	119	0	0	0	0	9	128	17	637
	木 津 町	2,094	0	0	0	0	0	2,094	96	10,467
	加 茂 町	607	0	0	0	0	144	751	29	3,835
	笠 置 町	0	0	0	0	0	0	0		
	和 束 町	280	1	0	0	0	29	310	17	2,478
	精 華 町	1,468	0	0	0	0	55	1,523	43	7,619
	南 山 城 村	122	1	0	0	0	11	134		
南 丹	亀 岡 市	2,865	0	0	0	0	155	3,020	146	21,139
	京 北 町	0	0	0	0	0	0	0		
	美 山 町	0	0	0	0	0	0	0	4	619
	園 部 町	242	8	8	7	110	19	394		
	八 木 町	58	0	0	0	0	11	69	5	343
	丹 波 町	148	0	0	0	0	7	155	11	400
	日 吉 町	61	0	0	0	0	0	61	2	244
	瑞 穂 町	114	0	0	0	0	13	127	11	636
和 知 町	88	0	0	0	0	4	92	1	743	
中 丹 西	福 知 山 市	1,966	72	48	0	0	129	2,215	114	15,508
	三 和 町	169	5	11	0	0	11	196	11	961
	夜 久 野 町	129	1	0	0	0	16	146	4	729
	大 江 町	345	0	0	0	0	0	345	6	723
中 丹 東	舞 鶴 市	823	33	0	0	0	29	885	57	2,655
	綾 部 市	1,430	0	0	0	0	28	1,458	47	7,253
丹 後	官 津 市	1,165	0	0	0	0	43	1,208	105	4,830
	加 悦 町	279	4	8	0	0	13	304	6	716
	岩 滝 町	150	1	0	0	0	8	159	7	1,039
	伊 根 町	115	2	13	0	0	9	139	7	585
	野 田 川 町	361	6	21	0	0	1	389	10	2,104
京丹後市	3,787	0	0	0	0	0	3,787	53	26,947	

注：1 京都市は集団回収に対する報奨金制度はないが、京都市再生資源回収事業協同組合に対する助成を行っている。

2 団体数及び補助金額は16年度実績である。

資料21 市町村における資源ごみ回収状況（17年9月現在）

市町村名	金属 カン類	ビン・ ガラス類	古紙	段ボール	古布	牛乳パック	ペットボトル	プラス チック	トレイ	発 泡 スチロール
京都市	○	○				○	○			
向日市	○	○				○	○	○	プラスチック に含む	○
長岡京市	○	○	※○	※○		※○	○	○	プラスチック に含む	
大山崎町	○	○					○	○		
宇治市	○	○	※○	※○	※○	○	○		○	○
城陽市	○	○	※○	※○	※○	○	○		○	○
久御山町	○	○	※○	※○	※○	○	○		○	○
八幡市	○	○	※○	※○	※○	○	○		○	○
京田辺市	※○	※○	※○	※○	※○	○	○		○	○
井手町	○	○	※○	※○	※○	※○	○		○	○
宇治田原町	○	○	※○	※○		○	○		○	○
山城町	○	○	※○	※○	※○	○	○	○	○	○
木津町	○	○	※○	※○	※○	※○	○		プラスチック に含む	プラスチック に含む
加茂町	○	○	※○	※○	※○	※○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
笠置町	○	○	○	○	○		○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
和束町	○	○	※○	※○	※○	※○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
精華町	○	○	※○	※○	※○	※○	○	○	プラスチック に含む	
南山城村	○	○	○	○	○	○	○	○	プラスチック に含む	
亀岡市	○	○	※○	※○	※○		○			
美山町	○	○	※○	※○	※○	○	○	○	プラスチック に含む	
園部町	○	○	○	○	○	○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
八木町	○	○	※○	※○	※○	○	○	○	プラスチック に含む	
丹波町	○	○	※○	※○	※○	○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
日吉町	○	○	※○	※○	○	○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
瑞穂町	○	○	※○	※○	※○	※○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
和知町	○	○	※○	※○	※○	○	○	○	プラスチック に含む	
綾部市	○	○	※○	※○	※○	○	○		○	
福知山市	※○	※○	※○	※○	※○	※○	○			
三和町	※○	※○	※○	※○	※○	※○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
夜久野町	○	○	※○	※○	※○	○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
大江町	○	○	※○	※○	※○		○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
舞鶴市	※○	○	※○	※○	※○	※○	○	○	プラスチック に含む	
宮津市	○	○	※○	※○	※○	※○	○	○	発泡スチロー ルに含む	○
加悦町	※○	※○	※○	※○	※○	※○	○	○	○	○
岩滝町	※○	※○	※○	※○	※○	○	○	○	発泡スチロー ルに含む	○
伊根町	※○	※○	※○	※○	※○	※○	○		○	○
野田川町	※○	※○	※○	※○	※○	※○	○	○	発泡スチロー ルに含む	○
京丹後市	○	○	※○	※○		※○	○	○	プラスチック に含む	プラスチック に含む
38市町村	38	38	35	35	32	34	38	26	34	26

※は報償金の交付等により市町村が関与している集団回収を含む。

(注) 「牛乳パック」欄は、古紙と別に牛乳パックを回収している場合に「○」を記入。

資料22 市町村における廃棄物減量化施策一覧

(17年9月現在)

市 町 村 名	コンポスト化容器 購入補助制度	資源ごみ集団回収 報奨金制度
京 都 市		
向 日 市	H6～	
長 岡 京 市		H9～
大 山 崎 町		
宇 治 市	H6～	S50～
城 陽 市	H5～	S57～
久 御 山 町	H5～	H6～
八 幡 市		H11～
京 田 辺 市	H4～	H4～
井 手 町	H8～	H5～
宇 治 田 原 町	H6～	H6～
山 城 町	H3～	H3～
木 津 町	H3～	H4～
加 茂 町	H4～	H4～
笠 置 町	H5～	
和 束 町	H4～	H6～
精 華 町	H13～	H4～
南 山 城 村	H6～	
亀 岡 市	H4～	H15～
美 山 町	H6～	H11～
園 部 町	H3～	
八 木 町	H5～	H11～
丹 波 町	H4～	H8～
日 吉 町	H4～	H4～
瑞 穂 町	H5～	H7～
和 知 町		H6～
綾 部 市	～H16事業終了	H10～
福 知 山 市	H5～	H3～
三 和 町	H13～	H5～
夜 久 野 町	H12～	H6～
大 江 町	H4～	H5～
舞 鶴 市	H6～	H3～
宮 津 市	H5～	H4～
加 悦 町	H6～	H4～
岩 滝 町	H11～	H4～
伊 根 町	H12～	H4～
野 田 川 町	H6～	H4～
京 丹 後 市	H16～	H16～
38 市 町 村	32	32

資料23 市町村分別収集計画の概要

※現行の計画は17年6月に策定した第4期（計画期間：平成18～22年度）

17年6月現在

市町村名 一部事務組合名 (府内全38市町村)	分別収集の計画状況													
	特定分別基準適合物 (特定事業者にリサイクル義務のある容器包装)							容リ法第2条第6項指定物 (左記の義務のない容器包装)						
	ガラスびん			その他紙	PET	その他プラ &トレイ	その他プラ トレイ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック			
	無色	茶色	その他											
京 都 市	H9	H9	H9	×	H9	H14	H14	←	H9	H9	×	H9		
福 知 山 市	H9	H9	H9	(H18)	H14	H15	H15	←	H9	H9	H12	H9		
舞 鶴 市	H10	H9	H10	(H18)	H10	H12	H12	←	H9	H9	H12	H15		
綾 部 市	H9	H9	H9	×	H12	H12	×	H12	H9	H9	H12	H9		
宇 治 市	H9	H9	H9	×	H9	H13	H13	←	H9	H9	H12	H9		
宮 津 市	H9	H9	H9	H14	H9	H14	H14	←	H9	H9	H12	H9		
亀 岡 市	H9	H9	H9	×	H12	H15	×	H15	H9	H9	H15	H15		
城 陽 市	H9	H9	H9	×	H9	H13	H13	←	H9	H9	H14	H9		
向 日 市	H9	H9	H9	×	H11	H13	H13	←	H9	H9	(H21)	H14		
長 岡 京 市	H9	H9	H9	×	H11	H13	H13	←	H9	H9	H14	H14		
八 幡 市	H9	H9	H9	×	H9	H13	H13	←	H9	H9	H15	H9		
京 田 辺 市	H10	H10	H10	×	H10	H15	×	H15	H10	H10	H15	H9		
京 丹 後 市	H16	H16	H16	H16	H16	H16	H16	(H18)	H16	H16	H16	H16		
大 山 崎 町	H9	H9	H9	×	H11	H13	H13	×	H9	H9	×	×		
久 御 山 町	H9	H9	H9	×	H9	H13	H13	←	H9	H9	H14	H9		
井 手 町	H9	H9	H9	×	H9	H13	H13	←	H9	H9	H12	H9		
宇 治 田 原 町	H9	H9	H9	×	H10	H13	H13	←	H9	H9	H12	H10		
山 城 町	H9	H9	H9	H12	H9	H12	H12	H12	H9	H9	H12	H9		
木 津 町	H9	H9	H9	H12	H9	H12	H12	※H18	H9	H9	H12	H9		
加 茂 町	H9	H9	H9	(H18)	H11	H15	H15	←	H9	H9	H12	H12		
笠 置 町	H11	H11	H11	H15	H11	H15	H15	←	H9	H9	H12	H15		
和 束 町	H11	H11	H11	(H18)	H11	H15	H15	H15	H9	H9	H14	H15		
精 華 町	H9	H9	H9	(H19)	H9	H12	H12	←	H9	H9	H12	H9		
南 山 城 村	H11	H11	H11	(H18)	H11	H15	H15	H15	H9	H9	H14	H15		
船井郡衛生管理組合 (美山町、園部町、八木町、 丹波町、日吉町、瑞穂町、 和知町)	H9	H9	H9	×	H10	H14	H14	←	H9	H9	H12	H10		
天田地方じんあい処理組合 (三和町、夜久野町、大江町)	H9	H9	H9	(H18)	H12	H15	H15	←	H9	H9	H14	H14		
加 悦 町	H9	H9	H9	H14	H9	H14	H14	H12	H9	H9	H12	H9		
岩 滝 町	H9	H9	H9	H14	H9	H14	H14	※H18	H9	H9	H12	H9		
伊 根 町	H12	H12	H12	H14	H12	H14	H14	H13	H9	H9	H15	H15		
野 田 川 町	H9	H9	H9	H15	H9	H14	H14	H12	H9	H9	H12	H9		
計 画 市町村 の 数	第 4 期	22年度	38	38	38	18	38	38	35	12	38	38	36	37
		21年度	38	38	38	18	38	38	35	12	38	38	36	37
		20年度	38	38	38	18	38	38	35	12	38	38	35	37
		19年度	38	38	38	18	38	38	35	12	38	38	35	37
		18年度	38	38	38	17	38	38	35	12	38	38	35	37

- (凡例)
- 既に分別収集を実施しているもの。記載は開始した年度。
 - (H) 第3期計画期間内において分別収集を計画していたが、実際には実施されなかったもので、第4期計画においても分別収集を計画しているもの。()内は実施予定年度。
 - ※H 第4期において分別収集の実施を予定しているもの。※は実施予定年度。
 - ← トレイのみの分別収集は実施せず、その他プラスチックに含めて分別収集するもの。
 - × 分別収集を実施しないもの。

資料24 京都府水洗化普及率(17年3月末現在)

(単位：人、ha、%)

市町村名	行政人口	公共下水道		農排・漁排・林排・コンブ等		合併浄化槽	処理人口計	水洗化普及率
		処理人口	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口		
京都府計	2,565,170	2,208,976	29,673	42,771	2,137	67,731	2,319,478	90.4
京都市を除く	1,179,769	833,041	14,594	42,771	2,137	62,633	938,445	79.5
京都市	1,385,401	1,375,935	15,079	0	0	5,098	1,381,033	99.7
福知山市	67,812	57,996	2,001	5,279	359	820	64,095	94.5
舞鶴市	92,037	56,812	1,138	2,094	92	5,579	64,485	70.1
綾部市	38,735	7,933	202	4,397	262	4,629	16,959	43.8
宇治市	188,168	119,557	1,001	345	9	10,535	130,437	69.3
宮津市	22,532	10,177	279	0	0	1,349	11,526	51.2
亀岡市	94,562	68,032	982	4,701	180	2,661	75,394	79.7
城陽市	82,136	74,791	725	0	0	2,532	77,323	94.1
向日市	54,737	54,710	632	0	0	0	54,710	100.0
長岡京市	77,422	70,841	795	0	0	2,575	73,416	94.8
八幡市	73,453	72,923	1,045	0	0	530	73,453	100.0
京田辺市	59,479	54,634	897	700	13	146	55,480	93.3
京丹後市	65,129	15,540	537	7,385	256	6,318	29,243	44.9
大山崎町	15,323	15,302	283	0	0	0	15,302	99.9
久御山町	16,848	13,143	371	0	0	115	13,258	78.7
井手町	8,707	7,554	152	0	0	308	7,862	90.3
宇治田原町	10,180	4,234	86	0	0	1,967	6,201	60.9
山城町	9,026	4,157	101	0	0	764	4,921	54.5
木津町	38,043	29,479	582	0	0	2,396	31,875	83.8
加茂町	16,048	12,424	218	0	0	1,066	13,490	84.1
笠置町	1,988	0	0	0	0	388	388	19.5
和束町	5,353	2,500	66	0	0	699	3,199	59.8
精華町	34,338	29,385	588	0	0	686	30,071	87.6
南山城村	3,656	0	0	0	0	1,732	1,732	47.4
京北町	6,671	2,706	186	688	21	2,145	5,539	83.0
美山町	5,165	0	0	1,082	93	2,402	3,484	67.5
園部町	16,048	13,025	424	2,542	109	167	15,734	98.0
八木町	8,740	5,582	163	698	29	199	6,479	74.1
丹波町	8,719	2,304	110	3,329	167	2,462	8,095	92.8
日吉町	6,089	3,478	141	1,730	83	795	6,003	98.6
瑞穂町	5,221	1,954	114	1,352	74	1,179	4,485	85.9
和知町	3,897	0	0	1,086	90	1,707	2,793	71.7
三和町	4,393	1,224	88	1,044	75	1,163	3,431	78.1
夜久野町	4,784	0	0	3,082	150	1,039	4,121	86.1
大江町	5,659	2,818	128	851	58	813	4,482	79.2
加悦町	7,856	4,337	143	110	2	248	4,695	59.8
岩滝町	6,628	5,999	185	0	0	70	6,069	91.6
伊根町	2,965	0	0	276	15	187	463	15.6
野田川町	11,222	7,490	231	0	0	262	7,752	69.1

資料25 市町村別水洗化事業着手状況（17年3月末現在）

〔◎ 供用、○ 実施、（ ）は箇所数〕

市町村名	下水道				農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	その他
	流域関連	単独	公共下水道	特環下水道					
京都市	◎(2)		◎(4)					◎(155)	
福知山市			◎(1)	◎(1)	◎(8)			◎(203)	
舞鶴市			◎(2)	◎(3)	◎(7)	◎(3)		◎(817)	
綾部市			◎(2)		◎(8)		◎(1)	◎(1,474)	
宇治市	◎(1)		◎(1)				◎(1)	◎(615)	
宮津市	◎(1)							◎(208)	
亀岡市			◎(1)	◎(1)	◎(6)		◎(1)	◎(154)	
城陽市	◎(1)							◎(123)	
向日市	◎(1)								
長岡京市	◎(1)								
八幡市	◎(1)		[◎2]						
京田辺市	◎(1)				◎(3)				
京丹後市			◎(1)	◎(4)	◎(7)	◎(1)		◎(1,400)	
市計 (京都市除く)	(7)		(10)	(9)	(39)	(4)	(3)	(4,994)	
大山崎町	◎(1)								
久御山町	◎(1)		[◎1]						
井手町	◎(1)								
宇治田原町			◎(1)					◎(236)	
山城町	◎(1)							◎(19)	
木津町	◎(1)								
加茂町			◎(1)					◎(210)	
笠置町								◎(116)	
和束町				◎(1)				◎(151)	
精華町	◎(1)								
南山城村								◎(150)	
京北町				◎(1)	◎(1)			◎(636)	
美山町					◎(6)			◎(683)	◎(2)「林」
園部町	◎(1)			◎(2)	◎(6)			◎(16)	
八木町	◎(1)			◎(1)	◎(2)			◎(47)	
丹波町				◎(3)	◎(9)			◎(212)	
日吉町				◎(2)	◎(5)			◎(193)	
瑞穂町				◎(1)	◎(3)			◎(353)	
和知町					◎(4)			◎(546)	◎(1)「簡」◎(2)「林」
三和町				◎(1)	◎(2)			◎(384)	◎(1)「簡」
夜久野町					◎(7)			◎(310)	
大江町				◎(1)	◎(4)			◎(189)	
加悦町		◎(1)			◎(1)			◎(31)	
岩滝町	◎(1)								
伊根町						◎(3)		◎(53)	
野田川町		◎(1)						◎(40)	
町村計	(9)	(2)	(3)	(13)	(50)	(3)	(0)	(4,575)	
着手市町村 (箇所数)	17(18)	2(2)	11(16)	13(22)	18(89)	3(7)	3(3)	29(9,724)	3(6)
供用開始市町村 (箇所数)	17(18)	2(2)	11(16)	13(20)	18(79)	3(6)	3(3)	29(9,724)	3(6)

- 注1) 単独公共下水道の「」の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。
 2) 浄化槽は「浄化槽整備事業」の実施市町村（国庫補助対象基数の累計）である。
 3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。
 4) 毎々の事業箇所が複数の場合、1カ所でも供用されていれば◎の表示とした。

資料26 事業主体別し尿処理施設の整備事業（17年3月末現在）

(単位:k l・/日)

事業主体	規模	処理方式	事業主体	規模	処理方式
舞鶴市	108	嫌気性消化処理	船井郡衛生管理組合	94	膜分離処理
綾部市	60	好気性消化処理	城南衛生管理組合	115	標準脱窒素処理
宮津市	60	〃		110	〃
亀岡市	114	〃	野田川環境衛生組合	41	好気性消化処理
京丹後市	36	標準脱窒素処理	乙訓環境衛生組合	76	標準脱窒素処理
	25	二段活性汚泥処理	相楽郡広域事務組合	76	高負荷脱窒素処理
	70	標準脱窒素処理	合計		985

資料27 産業廃棄物処理業者等の許可業者数（17年3月末現在）

種類	許可主体	区分	取	取	中	最	取	取	取	中	最	計
			集	集	間	終	中	最	理	中	最	
			集	集	間	終	中	最	理	中	最	
			運	運	処	処	集	集	及	及	及	
			搬	搬	理	分	運	運	搬	搬	搬	
							搬	搬	及	及	及	
							及	及	最	最	最	
							び	び	終	終	終	
							理	理	処	処	処	
							び	び	分	分	分	
産業廃棄物	京 都 府		2,310	25	29	2	61	2	1	0		2,430
	京 都 市		1,789	28	4	1	37	0	0	0		1,859
	計		4,099	53	33	3	98	2	1	0		4,289
特別管理 産業廃棄物	京 都 府		195	1	1	0	2	1	0	0		200
	京 都 市		212	1	0	0	3	0	0	0		216
	計		407	2	1	0	5	1	0	0		416
京 都 府		2,505	26	30	2	63	3	1	0		2,630	
京 都 市		2,001	29	4	1	40	0	0	0		2,075	
合 計		4,506	55	34	3	103	3	1	0		4,705	

資料28 産業廃棄物処理施設許可状況（17年3月末現在）

施設名	許可主体		
	京都府	京都市	計
汚 泥 の 脱 水 施 設	53	21	74
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械)	2	0	2
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日)	1	0	1
汚 泥 の 焼 却 施 設	1	0	1
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	2	0	2
廃 油 の 焼 却 施 設	3	1	4
廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	0	0	0
廃 プラスチック類の破碎施設	13	5	18
廃 プラスチック類の焼却施設	7	3	10
木くず又はがれき類の破碎施設	68	36	104
汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
シアン化合物の分解施設	0	1	1
廃 PCB等の焼却施設	0	0	0
廃 PCB等の分解施設	0	0	0
PCB汚染物質の洗浄施設	0	0	0
産業廃棄物の焼却施設	7	5	12
最終処分場（しゃ断型）	0	0	0
最終処分場（安定型）	3	1	4
最終処分場（管理型）	10	1	11
計	170施設	74施設	244施設

資料29 産業廃棄物の種類別処理状況（13年度・推計）

処理項目 産業 廃棄物の種類	排出事業所内処理									排出事業所外処理		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	排出量	自己中間 処理量	自己 未処理量	自己中間 処理後量	自己 減量化量	自己未処理 自己再生 利用量	自己中間 処理後 再生利用量	自己中間 処理後 自己最終 処分量	自己未処理 自己最終 処分量	委託処理量	委託 中間処理量	委託直接 最終処分量
01燃え殻	3,183	723	2,460	172	551					2,632	29	2,603
02汚泥	2,894,458	2,743,762	150,696	110,213	2,633,549	6,622	7,770			246,517	166,623	79,894
03廃油	65,867	9,603	56,264	1,394	8,209	2,277	669			54,712	54,479	233
04廃酸	210,041	198,939	11,102	25,113	173,826		25,099			11,115	11,097	18
05廃アルカリ	8,905		8,905		0	10				8,895	8,847	48
06廃プラスチック類	223,189	16,787	206,402	10,211	6,576	824	867			214,922	187,321	27,601
07紙くず	29,972	17,366	12,606	5,016	12,350					17,621	13,712	3,909
08木くず	172,066	161,147	10,919	136,952	24,195	7	8,093			139,770	139,484	286
09繊維くず	1,013	522	491	66	456	2				555	484	71
10動植物性残さ	78,667	383	78,284	105	278	37	22			78,330	77,510	820
11ゴムくず	529		529		0					529	477	52
12金属くず	94,769	22,643	72,126	11,686	10,957	354	969			82,489	65,661	16,828
13ガラス・陶磁器くず	68,773	2,376	66,397	110	2,266	4,415				62,091	19,508	42,583
14鉱さい	28,572	3,996	24,576	3,996	0	4,951	3,996			19,625	5,077	14,548
15がれき類	1,363,387	73,170	1,290,217	73,033	137		70,400			1,292,850	1,285,674	7,176
16動物のふん尿	296,406	153,191	143,215	153,191	0	37,096	153,191			106,119	106,119	
17動物の死体	314	239	75	25	214		25			75	75	
18ばいじん	355		355		0					355	203	152
合計	5,540,466	3,404,847	2,135,619	531,283	2,873,564	56,595	271,101	0	0	2,339,202	2,142,380	196,822

処理項目 産業 廃棄物の種類	排出事業所外処理							
	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	委託中間 処理後量	委託 減量化量	委託中間 処理後 再生利用量	委託中間 処理後 最終処分量	委託 最終処分量	最終処分量	再生利用量	減量化量
01燃え殻	29	0		29	2,632	2,632	0	551
02汚泥	26,505	140,118	21,933	4,572	84,466	84,466	36,325	2,773,667
03廃油	2,724	51,755	2,724		233	233	5,670	59,964
04廃酸	1,776	9,321		1,776	1,794	1,794	25,099	183,147
05廃アルカリ	1,415	7,432		1,415	1,463	1,463	10	7,432
06廃プラスチック類	94,410	92,911	38,142	56,268	83,869	83,869	39,833	99,487
07紙くず	686	13,026		686	4,595	4,595	0	25,376
08木くず	90,944	48,540	73,028	17,916	18,202	18,202	81,128	72,735
09繊維くず	29	455		29	100	100	2	911
10動植物性残さ	5,271	72,239	5,271		820	820	5,330	72,517
11ゴムくず	395	82	56	339	391	391	56	82
12金属くず	65,661	0	46,028	19,633	36,461	36,461	47,351	10,957
13ガラス・陶磁器くず	12,466	7,042	12,466		42,583	42,583	16,881	9,308
14鉱さい	5,062	15	3,270	1,792	16,340	16,340	12,217	15
15がれき類	1,252,246	33,428	1,234,715	17,531	24,707	24,707	1,305,115	33,565
16動物のふん尿	106,119	0	106,119		0	0	296,406	0
17動物の死体	75	0	35	40	40	40	60	214
18ばいじん	202	1	108	94	246	246	108	1
合計	1,666,015	476,365	1,543,895	122,120	318,942	318,942	1,871,591	3,349,929

最終処分率	再生利用率	減量化率
82.7%	0.0%	17.3%
2.9%	1.3%	95.8%
0.4%	8.6%	91.0%
0.9%	11.9%	87.2%
16.4%	0.1%	83.5%
37.6%	17.8%	44.6%
15.3%	0.0%	84.7%
10.6%	47.1%	42.3%
9.9%	0.2%	89.9%
1.0%	6.8%	92.2%
73.9%	10.6%	15.5%
38.5%	50.0%	11.6%
61.9%	24.5%	13.5%
57.2%	42.8%	0.1%
1.8%	95.7%	2.5%
0.0%	100.0%	0.0%
12.7%	19.1%	68.2%
69.3%	30.4%	0.3%
5.8%	33.8%	60.5%

資料30 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況（16年度）

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	6
保管用地の廃止の件数	0
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	9
立入検査の件数	9,915
搬入一時停止命令の件数	0
公表の件数	17
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	16
法第19条の3の規定による改善命令	1

- 注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
 2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

資料31 産業廃棄物の不法投棄の状況等

（不法投棄・野焼きの指導状況）

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
立入指導件数	不法投棄	183	482	1,711	2,884	4,045	8,981	7,955
	野焼き	422	711	632	892	1,180	1,766	1,386
立入指導箇所数	不法投棄	51	119	234	341	447	642	511
	野焼き	146	186	267	310	341	427	353

（府の不法投棄対策の経過）

- ・ 2年12月 産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
- ・ 3年6月 京都府違法開発等対策（地域）機動班の設置
- ・ 11年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員（警察官OB3名）の設置
- ・ 11年4月 野焼き立入等指導マニュアルの作成
- ・ 11年6月 不法投棄立入等指導マニュアルの作成
- ・ 11年6月 京都府環境犯罪対策協議会の設置
- ・ 12年4月 循環型社会推進課に現職警察官の配置
- ・ 12年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（3名→4名）
- ・ 13年4月 京都府不法投棄等特別対策本部の設置
- ・ 13年4月 京都府不法投棄等特別対策（地域）機動班の設置
- ・ 13年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（4名→8名）
- ・ 13年4月 不法投棄等特別対策室の設置
- ・ 13年5月 不法投棄等防止旬間を実施
- ・ 13年6月 不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
- ・ 13年9月 広域合同監視活動を実施
- ・ 14年1月 不法投棄等撲滅パトロールを開始
- ・ 14年11月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（8名→10名）
- ・ 14年12月 不法投棄等特別対策室に「機動班特別チーム」を配置
- ・ 14年12月 産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
- ・ 14年12月 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定
- ・ 15年4月 // 施行
- ・ 15年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（10名→12名）
- ・ 15年12月 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定
- ・ 16年1月 // 施行
- ・ 16年5月 地方機関再編にともない地域機動班を広域機動班に改組